

令和6年8月1日施行 協第618号
令和6年11月1日一部改正施行 協第1158号

(目的)

第1条 この要綱は、市民との協働によるまちづくりに向けた施策の推進を目的として、船橋市市民協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について定める。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 市民協働の推進に関する事項の協議
- (2) 船橋市市民公益活動公募型支援事業実施要綱第8条の規定による申込に係る支援の適否及び支援金の額等に係る判定
- (3) その他市長が特に必要と認めた事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市民活動団体関係者

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は会長が招集し、会議の議長となる。

2 推進委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員及び関係者は、委員会で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(災害補償)

第7条 委員の災害補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会に必要な事項は、会長が会議に諮って定

める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。